

令和4年9月8日

保護者等 各位

日向工業高等学校
校長 若林 繁幸

新型コロナウイルス感染症患者に対する療養期間の見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染者が本日も1400名を超え、予断を許さない状況ではありますが、9月7日付けの厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症患者に対する療養期間等の見直しが図られましたのでお知らせいたします。

記

1 有症状患者の療養期間

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能
ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存するので健康状態の確認を行うこと
うち、現に入院している者・高齢者施設に入所している者に関しては従来通りの基準とする

2 無症状患者の療養期間

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から療養解除を可能とする
加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性確認した場合、5日間経過後6日目から解除可能

3 その他

療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合
には、必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。ただし、積極的な外出を推奨するものではない。

相談窓口

副校長 福島 博明
電話 0982-57-1411